

ねん ど たいいくじゅぎょう たいいくてきかつどう ふくそう
R 5年度 体育授業・体育的活動の服装について

1. しがつ じゅうがつ
4月～10月

原則、下記Aのように、白の半袖体操服・紺色を基調としたショートパンツ（クォーターパンツ・
ハーフパンツ）の服装とします。気候や体調により、下記B・Cも着用可能とします。
※体操服は首元にチャックが付いている物でも構いません。

2. じゅういちがつ さんがつ
11月～3月

原則、下記A・B・Cの服装とします。気候や体調により、防寒具としてスウェット・トレーナー・
ウインドブレーカーは、着用可能としますが、活動中の体温調節のため、脱ぐことができるように、
必ず中に体操服を着用させてください。

また、スウェット・トレーナー・ウインドブレーカーに関しては、華美な物でなければ色の指定はあ
りません。ただし、いずれも運動に適した伸縮性のある素材の物にしてください。



白色で長袖の体操服



紺色を基調とした体操ズボン

< 着用不可の物の一部 例 >



○上記D・Eのようなタイツ・スパッツ・レギンス類は、児童が怪我をした際に手当ての妨げになること、授業途中での体温調節のために着脱しにくいこと、フード付きの上着は、体育の活動中、フードに手が掛かるなどして、怪我につながる恐れがあることから着用をお控えください。

○体育の授業では、原則赤白帽子を被ることになっていますので、必ず持たせてください。また、首元にかけるゴムが伸びきったまま運動をすると危険です。ときどき確認をし、必要であれば直していただきますようお願いいたします。

この内容は本校ホームページにも掲載しております。

また、ご判断に迷われることがありましたら、担任までご連絡ください。